



上京のスポーツ

4月21日、京都御苑富小路グラウンドにおいて、上京区140周年記念事業第65回上京区ソフトボール大会が開催されました。



1部
優勝 翔鸞体振チーム
準優勝 出水体振チーム
2部
優勝 小川体振チーム
準優勝 滋野体振チーム

1部優勝の翔鸞体振チームは、7月28日開催の市ソフトボール大会に上京区代表として出場されます。



1部優勝の翔鸞体振チーム

119番上京消防署です 6月に注意する火災って？

随時、消防団員募集中！



トラッキング火災の様子

6月といえば梅雨の時期で、湿度が高くなり、特に注意が必要なのがトラッキング火災です。電源プラグの刃と刃の間にほこりと湿気がたまると、その部分に電気が流れ、小さな火花が繰り返し発生することで火災になります。長い間、コンセントに差しっぱなしになっている冷蔵庫やエアコンなどの電源プラグは、ほこりがたまりやすいので、定期的な掃除するなどのメンテナンス対策をしましょう。

また、暑い時期によく使う扇風機が火災の原因になることもあります。長年使い続けている扇風機のコンデンサーやモーター部分が劣化することで起こります。扇風機の電源を入れたときに異音や異臭、異常な回転を認めたときは、使用しないようにしましょう。

上京消防署 (☎431-1371、FAX414-1999)
〒602-8031 上・釜座通下立売下る

上京消防署 検索

「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」

毎月25日は 上京の安心安全点検日

大学生が自転車ルール・マナー等の街頭啓発



5月17日に烏丸今出川交差点において、同志社大学少林寺拳法部の学生の皆様が、同世代の若者たちに対して「自転車利用ルール・マナー」や「自転車盗防止」についての街頭啓発を行いました。



街頭啓発の様子

上京区は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践による、交通事故のない、安心安全なまちづくりを推進しています。自転車の安全利用は、道路を歩く人々の命を守ります。お互いの命を大切に、交通安全を自らの問題と捉えましょう。

☎＝地域力推進室まちづくり推進担当 (☎441-5040)



492・311
☎11北部土木事務所

お気づきの点やお困りのことがありましたら、北部土木事務所までご連絡ください。

道路や河川のごとき、街灯が切れた際の対応等も行っています。

近年、多く発生する集中豪雨や台風等、災害が発生した時には、道路や河川の安全を確保するとともに、道路の陥没や市街灯が切れた際の対応等も行っています。

道路や河川の適切な維持管理を行っています。

北部土木事務所では、道路や河川の適切な維持管理を行っています。

北部土木事務所です
こんなときは
ご連絡ください



平成31年度分の保険料納入通知書を、6月中旬に送付します。

現在、保険料を納付書で納めていただいている世帯には、保険料納入通知書に口座振替の申込書を同封しています。便利な口座振替を、ぜひご利用ください。

※保険料の納付が困難な事情があるときは、減額が適用される場合もあります。

7月末日までのなるべく早くにご相談ください。

☎11保険年金課(資格担当) (☎441・5130、1階⑤番窓口)

国民健康保険からのお知らせ
保険料納入通知書を送付

各種支払い手続き・郵便物の整理、書類の手続き等

※活動費は1時間につき890円支給(交通費は別途支給)

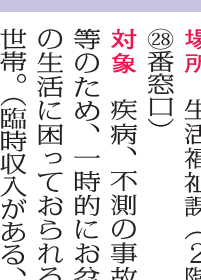
生活支援員になるためには、養成研修の受講が必要。

日時 7月23日(火)、7月25日(木)、7月30日(火)、7月31日(水)

場所 ひと・まち交流館京都2階大会議室(下・西木屋町通上ノ口上る梅湊町)

申込締切 7月16日(火)

☎11上京区社協(☎431・0815、FAX432・95366)



夏季特別生活相談及び特別生活資金貸付

日時 ①生活相談 7月9日(火)～11日(木) 9時～11時30分、13時～15時、②資金貸付 7月25日(木)

場所 生活福祉課(2階②番窓口)

対象 疾病、不測の事故等のため、一時的にお盆の生活に困っておられる世帯。(臨時収入がある、

他)の貸付を受けられる、生活保護を受けている、償還能力に欠ける等の場合は貸付不可)

持ち物(資金貸付時) 住所・家族構成が分かるもの(健康保険証等)、印鑑

内容 1人3万円を目安に、1世帯15万円まで。担保・保証人不要、無利息。返済は2年以内。

☎11生活福祉課(管理担当) (☎441・5102)

市民税臨時窓口を開設

7月1日(月)まで区役所内に臨時窓口(2階税務センター、②番窓口)を開設します。

課税内容のご質問時には、納税通知書をお持ちください。

☎11市税事務所市民税第一担当(☎746・5824)

後期高齢者医療制度からのお知らせ

7月末までに新しい保険証をお届けします

8月1日(木)以降に新しい保険証を提示せずに受診した場合、いったん、医療費を全額お支払いいただくことがあります。

☎11保険年金課(資格担当) (☎441・5130、1階⑤番窓口)

国民年金からののお知らせ

保険料免除制度

経済的な理由で保険料納付が困難な方は、申請により保険料の全額又は一部が免除されることや、猶予される場合があります。未納のままにせず、窓口までご相談ください。

☎11保険年金課(保険給付・年金担当) (☎441・5138、1階⑦番窓口)